

「徳島県国民保護計画」の改定について

1 計画の位置づけ

（１）国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、徳島県における国民保護を総合的に推進するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、平成18年3月に策定

（２）武力攻撃等から、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等への影響を最小にするため、「住民の避難」、「救援」、「武力攻撃災害への対処」など、県及び関係機関が行う国民を保護するための措置等を取りまとめた計画

2 改定の背景

（１）弾道ミサイルの発射を繰り返す北朝鮮の脅威は、新たな段階に移行し、我が国へミサイルが落下する不測の事態も想定

（２）全国瞬時情報システム（Ｊ－アラート）による情報伝達に係る国民の関心の高まり

3 改定の理由

（１）「国民の保護に関する基本指針」の一部変更を踏まえた変更

（２）防災基本計画その他関係法令の改正等を踏まえた変更

4 改定の概要

（１）弾道ミサイル落下時の適切な対処の確保

⇒ 「Ｊ－アラートによる情報伝達」及び「弾道ミサイル落下時の行動」に関する住民への周知

（２）的確な住民避難の実施

⇒ 緊急事態に、住民を可能な限り受け入れ、爆風等から被害の軽減を図るため、避難施設の「収容人数」の把握及び「地下施設」の指定

5 今後の予定

3月～6月 国（内閣官房）と協議
閣議決定後、議会へ報告、公表